

第五回参議院労働委員会會議録第十四号

(三三三)

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午後三時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。本日より一般質疑を開始するわけでございますが、前回において約束申上げだ吉田総理の御出席は止むを得ん事情で今日時間がないようでありますので、明日の労働委員会に必ず出るとのことであり

ます。本日は鈴木労働大臣並びに各政府委員が参つておられますので、労働組合法、労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、一般質疑をいじたいと存じます。

私から質問しますが、第一條の第二項にある刑法上の免責の規定ですが、これはビケツチングの場合にこれを持つて行くという程度の程度に、例えば人身の行動の束縛というようなものでこれに適用されるかどうか、こういう見解について労働大臣として御発表願いたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) お答えいたします。技術的にビケツチングは暴力的のものであるという決定的の解釈を持つておるわけではないのでございまして、その事態の、そのときの實情に應じて判断する、こういう考え方で臨んでおります。

○原虎一君 鈴木労働大臣にお伺ひいたしますが、順序は幾らか違つて来るかと思ひますが、その点は御了解願つて、先般本會議で私が質問いたしましたときに、二十七條の問題でありまして、御承知のように、要約いたしますれば、二十七條第一項におきましては、労働委員会は七條の違反を取上げる、即ち資本家の不当労働行為を取上げる、第二項におきましては、事實の認定に基いて、使用者に一つの命令を発することが出来る。命令は発した日から有効であり、第三項に行きまして、使用者は十五日以内に中労委に再審査の申請をする権利を有する。第四項に行きまして、使用者は命令を受けたとき三十日以内に裁判所に提訴できることになつてゐる。裁判所は中労委なり、地方労働委の決定に対して、その申請に基いて決定の一部若しくは全部を使用者に対して命令することが出来るのであります。先般私はこの規定でも尙労働者と資本家とを対等の地位に置くというところが法の制定の根本の目的の、重要な一つである。従つて法文の上におきまして対等な扱いをいたしたようでありまして、労働者の生活に資本家の生活が社会的地位の關係、經濟的關係等から考へて、当然に實質的な平等を與へるようには法はして行かなければならないのであります。今二十七條の解釈からいたしまして、成る程現行法より改正案は幾分進んでおります。併し現行法においても、裁判所なり或いは労働委員会が迅速にや

れば從來あつたような、労働者のみが非常な生活上の苦痛を堪へ忍ばなければ、現行法の十一條違反が決定されないうという法は決まらぬのであります。労働大臣は即ちこの私の質問に對して、御答弁は即ち二十七條をよく読めば決して労働者不平等を扱いをしていないという確信を持つてゐるという御答弁がなされております。

そこで私は然らば實質上において、ここに一つの不当労働行為即ち七條違反が資本家側、使用者側にあつた。これをこの改正法の條項に照して審理を進めて行きまして、最も早く三ヶ月半を要するのであります。第一に二十七條の第一項によつて、労働者が不当労働行為によつて首切られたときにおいて、直ちにこれを地方労働委に出しまして、少くともこれをすぐ取上げて半ヶ月、何日以内に処理しなければならぬという規定はありませんが、迅速に処理しなければならぬという規定になつてゐる。仮にこれを今までの例に見まして、短いものでも一ヶ月間かかつてゐる。最も短い期間を見て一ヶ月、この決定を使用者側、労働者側に文書で以て通告いたしました。使用者は必ず中労委に提訴するのであります。その権限があります。十五日経つて十五日目に提訴してよろしいのであります。そうして中労委はこれを審査を仮に一ヶ月いたします。それで中労委の決定を要するのであります。中労委の決定を見て、尙且つそれに従えなければ裁判所に出し得る

のであります。三十日以内に裁判所に提出すればいいのであります。最も早く計算いたしましたとしても三ヶ月半はかかるのであります。こういう点から考へて、然らば果して労働者側の立場に置かれてゐるかどうか。公平なる觀念において、この法が制定されたかどうかといふことについて具體的な御説明を願ひたいと思ひるのであります。

○國務大臣(鈴木正文君) 原さんの本會議の御質問に對しまして極めて言葉が短かすぎて意を盡さなかつたので失礼いたしました。改めにお詫び申し上げます。それから只今冒頭におつしやりました労働者の對等について、現在の社會の中における力の關係からいつて、實質上の對等に置くべきものであるという考へ方に対しては、一應私はそう思うのであります。法全体の組立から申しまして、そういうことはいろいろ考慮したつもりであります。只今御指摘になりました点につきまして、二十七日の法全体の關係から参りますと、最も長くても四十五日で済むというところになるのであります。尙その各條項々々の關係等につきまして、政府委員から詳細に説明をいたさせます。

○原虎一君 その計算の相違はいずれの点にあるか。私はこのいわゆる労働者側の立場に置いておくことによつて、その労働者の社會的地位の向上、労働者の地位の向上を図るといういうことが法第一條の目的に出てゐる。でありますから、それが當然實質的に平等に置くといふところに努力が拂われなければならぬ。どういふ計算で四十五日間でどういふものが計算されて処理されるか、いわゆる資本家の不当労働行為によつて労働者が被害を受けた場合、四十日間以内でそれが処理されるというところは、私の今日の條文を見ましたのでは判断ができませんのであります。仮にそういたしましたも、これは即ち労働権といふものと財産権とは憲法によりまして同等に扱われてゐる、この憲法の精神から申しまして、当然これが不当労働行為といふものは資本家が行なつてはならないのであります。これに對して當然迅速という言葉でなくして事實上短期間に処理されるという建前がなければならぬ。先日の公職會におきまして、有泉東大教授は、これが果して財産権と労働権を平等のものとして扱つてゐるか否かといふことに、非常に疑問があるという意味の陳述をしたことがありました。即ち自分の氣に入らないから、或いは労働組合を作つて反抗して来るからという旧觀念で資本家がこの労働者の首を切つた場合においては、労働者から見れば労働権の侵害であります。資本家は財産権を保護するため

に自分の工場に氣に入らん人間としてやつて来るのであります。若し外の取引關係なり或いは訴訟關係におきまして、仮処分をされるというふうな状態に労働者が置かれた場合に、これに對抗するには労働委員会と裁判所に頼る外に途がないのであります。こういう

等に置くといふところに努力が拂われなければならぬ。どういふ計算で四十五日間でどういふものが計算されて処理されるか、いわゆる資本家の不当労働行為によつて労働者が被害を受けた場合、四十日間以内でそれが処理されるというところは、私の今日の條文を見ましたのでは判断ができませんのであります。仮にそういたしましたも、これは即ち労働権といふものと財産権とは憲法によりまして同等に扱われてゐる、この憲法の精神から申しまして、当然これが不当労働行為といふものは資本家が行なつてはならないのであります。これに對して當然迅速という言葉でなくして事實上短期間に処理されるという建前がなければならぬ。先日の公職會におきまして、有泉東大教授は、これが果して財産権と労働権を平等のものとして扱つてゐるか否かといふことに、非常に疑問があるという意味の陳述をしたことがありました。即ち自分の氣に入らないから、或いは労働組合を作つて反抗して来るからという旧觀念で資本家がこの労働者の首を切つた場合においては、労働者から見れば労働権の侵害であります。資本家は財産権を保護するため

点から考えましても、憲法の二十八條

の労働権と二十九條における財産権といふものの精神が、果してこの二十七條に盛られているか、具体的にいつていふかどうか。仮に今政府、大臣の説明のごとく四十日以内に処理されるといたしましても、余りにも期間があまり過ぎる、もつと短縮されなければならぬ。私の浅い知識であります、計算によれば三ヶ月以上を要する、こういうふうな考へるのであります。いづれにいたしましてもこの二十七條は外の條項と違ひまして、なしてはならぬといふことをなすのであります。今後行われまざるこの不当労働行為といふものは相当複雑性のあるものが出て来ることは予想できるのであります。

今までにおきましても、不当労働行為に対するものは、労働委員会の決定を容易になし得ないといふような複雑性を持つてゐる。そういうものは非常に日数を要して、而もそれが今度は中労委にかけられる、或いは中労委にかけられて中労委の決定を待つて、裁判所に出してゐる。こういう点を考えますときに、果して私は労働平等の立場に置かれておるといふこと、それから憲法に保障されるこの労働権と財産権との均衡の問題等から考へて、甚だ疑わざるを得ないのであります。この点についての重ねて労働大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 結論的に申しますと、先程お話しした通りでありますけれども、先ずその日にちの關係におきまして、多少解釈の食い違ひがあるようにも存じますので、政府委員から同條の解釈、それから日にちの關係等につきまして説明いたさせま

す。

○政府委員(賀來才二郎君) これはもう原さんに御説明申上げるのは失礼と存じますが、我々は十五日以内に再審査を中労委へ申告しなければそれで三十日以内に確定いたします。三十日以内に地裁へ提訴しなければこれは三十日以内に確定する。若しそれを過ぎれば提訴するといふことになりますれば、地裁の緊急命令によつて処置をしたい、大体こういう建前をとつておるのであります。ただ御質問の趣旨はそういう技術的な点ではないと思はれるのであります。大体この際に、こういうふうな規定では十分に労働者の労働権の保護にならないじやないか、例えば財産につきましても、少々この程度の被害がありましても、それは事生命に關するよりなものでないが、労働者にとりましては一日といへども生命に關するやうな問題である。従つてこの立て方が生温い点があるのだといふやうな御質問だと考へるのであります。実はこれらの点につきましては、御質問は御尤もな点があると思います。我々としてしましては、一日でも早く解決がつくやうにといふやうな建前から、労働委員会自身の強制処分権といふものも考へて、いろいろ研究いたしましたのであります。併しながら今日現行の日本の裁判所制度からいいますと、双方、まあ我々の部内におきましていろいろ交渉いたしました結果、この二十七日の程度が現行の裁判制度におきましては、ぎりぎりであるといふことになりまして、止むを得ずこの程度で我々事務局といたしましては提案をいたした次第でございまして、その点御不満の点が労働側にもあるといふこと

は十分了承いたしております。

○原虎一君 労働大臣は具体的に不当労働行為のあつた場合の扱い方について御検討になつていないやうであります。従つてこれは私は條章に入つて再び質すことにいたしまして、二十七條關係と労働對等の地位に置くといふ問題につきましては、一應この程度であつては留保いたしておきたいと思ひます。

次の問題は、これは今回本會議に於ける私の質問ではありませんでした。が、他の議員の質問に対して、いわゆる正当なる争議行為、この中に生産管理は正当なる争議行為ではないといふことを、片山内閣當時におきまします鈴木総裁も言明されておると、従つて私は鈴木総裁の言明といふものに對する鈴木労働大臣の解釈、見解を聞きすると同時に、そののみならず、正当なる争議行為の中に生産管理を何故に入れられないのであるか、生産管理といふものを生産管理といふ、この生産管理は正当なる争議行為といふ得ないといふ御見解を明らかに願ひたいと思ひるのであります。

○國務大臣(鈴木正文君) 片山内閣の時に鈴木総裁が解釈を發表した、だから生産管理は不当である、この形式的に申上げたわけでもないのでありまして、あの時からそういう解釈をとおつて現在現政府も生産管理の解釈については同様であります。こういう意味で申上げたことと存じます。生産管理が違法であるという説明は、あの時にはそうでありましたが、私共も大體その方向をとおつておるのであります。が、(鈴木総裁そんなこと言つてな

いぞ)と呼ぶ者あり)労働権と経営権との對等という点から考へても、そういう結論になるというのを言つておつたと存じます。今日私共が言つておりますのも、その観点に立つておるのでございまして、多くのそうした要請を含んでおる、だからして正当争議行為とはいわれなかつたと思つて、こう申上げたのであります。

○原虎一君 そこでもう一度お聞きしたいのであります。生産管理とは何ぞや、これが非常に問題になると思ふのであります。いわゆる生産管理といふかなるものを指して労働大臣は言われるのであるか、生産管理に対するところの日本の定義は、現在まちまちであります。労働大臣のいわれる生産管理といふものの定義を御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 大體において申しますれば、生産管理といふ範疇の中には、一般に使用者の指導監督を排して、労働者の方が使用者の管理に属するところの施設等を用いて、自分からこれを運営する争議行為といふやうに現在の労働行政においては解しておるのであります。

○原虎一君 使用者が生産機関を持つて、その使用者の指導監督を排して、生産を労働組合において統括する場合を生産管理だと、事実の問題におきまして、それがどういふ法律に触れるのか、今鈴木労働大臣は違法だといひましたがどういふ法律に触れるかといふことであります。その点を明らかに願ひます。

せんですが、いろいろケースがありま

すので、例えば業務妨害といふような場合もありましようし、非常に極端なことになるすれば、窃盗といふやうな問題にもなります。それらの犯罪構成要件といふものがそれに加わつて、初めて違法性といふものが出来て来るのであります。いわゆる生産管理といふ態様が非常に具体的にはケースが異なつておりますので、生産管理そのものが違法であるといふことを言明するのは非常に困難かと思ひます。併し少くとも不当であると思ひます。

○原虎一君 私はこれを重ねてお聞きいたしておるのは、法律的な解釈という問題も大事であります。経済九原則、独立採算制、こういう問題におきまして、すでに各工場におきましては賃金不拂、それから解雇、こういう問題が多く起つて参つておるのであります。そこで賃金不拂を続けられておつて、工場主が金策に困つていどこかに姿を隠してしまふ。こういう場合が多々起きて来ることは予想できるのであります。こういう時におきまして、やはり生産増強といふことが、國家的使命を果す労働組合としましては重要であります。賃金を拂つてくれれば生産を続けて行き得る。そういう場合におきまして労働者が一時的にその生産機関を善意に保全して生産を続けて行かなければならぬ。こういう場合にそういう問題が多々起きて来るのであります。それに類する問題が起きて来る。こういうことを一概に労働大臣は生産管理として見て、違法なり正當な争議行為にあらずとされれば、労働者がたまたま、いわゆる賃金が支拂われないとか、いろいろ工場の状態に

において、ストライキをすれば労働者も生活に苦しむのであります。或いは國家的に見ても、社会的に見ても、生産を続けるのが大事である。ただ金融関係或いは経営者に経営能力が足りないためにどこかに逃げる。こういう場合は往々にしてあるものであります。或いは第三者にだまされて、そうして使用者が使用者の権利を行使することができないということが起きました。賃権者のためにこういうことが起きて来るのであります。こういう場合を捉えまして、一々生産管理だ、労働者が使用者の生産機関に対して、使用者を排して、生産を労働組合なり労働者が続けることが簡単に生産管理だと言われるのでは、そういう問題が起きました。これは正当な争議行為ではなくてなつてしまふ。こういう問題に対する一應労働大臣の見解を明快に答えて頂きたいというので質問をいたしたい。この点について労働大臣の答弁を願いたい。

○國務大臣(鈴木正文君) 原さんの御指摘のような場合は、一概に生産管理と申しましては随分いろいろな場合があると思います。今例を挙げられましたが、たまたま工場主がおられない。おられない場合にもいろいろありましようけれども、とにかく原さんの御指摘になりましたような形においておられない。こういう場合に労働者諸君が生産を続けて行くという場合には、例えば民法上の事務管理に該当するような場合が出て来て、これは合法性があるという場合も出て来ましようし、要するに各場合によつて、いわゆる一般的にいうところの生産管理、つまり違法性を持つたところの生産管理かどうかという

判断は、個々に違つて来る場合があると思ひますけれども、使用者の意思を排除して、そうして行かうというような場合に起して来るのであります。で、只今のような場合におきましては、又実情に應じた考え方で、必ずしも形式的に違法であり、不当であるという考えのみを以て臨むということにはならないと思ひます。

○原虎一君 その問題はその程度にいたしまして、次に現行の労組法の第一條にありますが、その法の目的、それから改正案の法の目的、いろいろものに対する憲法上の見解をお聞きしたいと思ひます。相違があるかないか、あるならばどの点に相違があるか。こういう点を明らかに願ひたい。

○國務大臣(鈴木正文君) 御指摘の労組法の第一條、その目的についての御質問であります。憲法の二十八條といふものと違ひがあるのかというのでございまして、その基礎の上に立つておるのでございまして、違ひはないものというふうに考へております。

○原虎一君 少し私は表現が違つたために、やはり労働者なり一般社会に與える印象が違ふと思ひます。と申しますのは、現行法で行きますれば、御承知のように「本法は團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス」とござい、或いは今度の改正案よりか少しむずかしい表現でありますけれども、主たる点は團結權の保障、それから團體交渉の保護助成により、そして労働者の地位の向上を図るのであります。これを目的としたんですが、改正案で見ますと、御承知のように第一條「こ

の法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者の地位を向上させること、これが前に限定されておるのであります。限定されておる、いわゆる労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより、労働者の地位を向上させること、これは少しあまり具体的に書きすぎて、労働者の地位を向上するのは、即ち使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するというところに置かれておるような感じを強く與える。いわゆる憲法に保障されておるものを保障することによつて、労働者の地位の向上を図るという表現でなくして、具体的な細かい問題を挙げて、それによつてその第一に挙つてくるのが、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進するということにより労働者の地位を向上する。こういう点に盡きるところに私は労働者の地位の向上を図る。大きな目的を細かく限定しておる。細かい事項を現わして、これに限定しておるというふうな法意と思ひます。これに対して労働大臣はどういう見解であるか、現行法と何ら全く變らんと、こういう解釈を持つておられるならば、私は尙結構であります。私はどうもこの点が改正案は労働者の地位の向上といふものを何か一つの事柄の限定したものにして行こうと、こういうふうになつておるので、そういう印象が強い。その点を明らかに願ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 実は私はこの御質問は初めて受けたのであります。で、迂闊であつたかどうか、そういう印象を私自身氣がついておりません。したけれども、いま原さんからその点を御指摘を受けましたという、文章的にその儘に解釈して行くと、そんなふうにもとれるのではないかと、そんなふうに思ひますけれども、立法の趣旨は飽くまでも先程申した通りでありまして、労働者の経営者に対する対等の地位を確立するということだけが、この基本的な権利を保障する唯一の方法であつて、それ以外はいないというふうな、細かいものでは、ないのであります。併しこれはやはり私自身も少し熟しておらない考えであり、初めての御質問でもありますから、熟しておらないのであります。現在の社会機構の下におきましては、先程原さんが御指摘になりましたように、となく労働者諸君は経営者と平等だ、平等だといつても、現在の社会組織の下においては弱い地位に立つ傾向がある。そういうものを何とか、法律的に是正して、そして対等の地位に立つように、憲法に保障されたところを擁護するといふ、そういう意味に過ぎないものであつて、極めてその方法論も、こういうた言葉として、部分的に限定したというふうな意味は持つておらないと、こう考へます。

○原虎一君 一人私が質問いたしました。甚だ恐縮であります。もう一つ簡単にお願いしたいと思ひます。本会議におきまして御答弁がありました。が、いわゆるこの第一條の二項の但し書に「いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行爲と解されはならない。これは他に御質問があると思ひますが、私は一、二点だけお伺ひいたします。こういう條項

を入れなければならぬことは、労働者にとつては非常な侮辱であります。こういうことは非常な侮辱であります。これは取締られておるのに、前に労働者の社会的地位の向上を図る目的を以て作られた法律だといつて置いても、労働者は何か殊に暴力行使をする人間のごとくここに取扱はれてしまつて、侮辱は先づ忍ぶといたしまして、次の問題は、暴力特に労働組合員が正当な労働組合の行動をしておるつもりで、つい暴力を行使したというふうな場合に、暴力を行使したというふうなことが法の第一條の目的の中に掲げてあるにもかかわらず、これを暴力を行使したというところによつて、中央におきましてこの裁判官、或いは檢察官は、そうでないかも知れませんが、地方の檢察官においては、これを重要視して、この点を同じ日本國民でありながら、労働組合員が行使した暴力をその事情の如何を問はず、一應重く見るということとは、それはあり得ると思ひます。過去におきまして労働組合法のない時分に、戦前におきまして來た關係から申しますれば、泥酔者の喧嘩は、これの傷害罪は非常に簡単に済みます。労働争議における暴力行爲は、これは盡く休刑に処す。而も非常に重い休刑にするというところは、中央よりも地方の裁判所に行く程重い。或いは交渉中に非常な暴言を吐いたというので、これを懲罰として、一ヶ月の懲役にすると、三ヶ月の懲役にすると、又今日におきまして、裁判官、檢察官のこの思想の切換えといふもの

は、そういう点から實際を考へますと、この條文があるために、私は非常に労働組合員のこの犯した暴力行為というものをことさらに重く見なければならぬという印象を深める。労働大臣であるところの鈴木さん、あなたが第一に、こういう條文をあなたの労働大臣のときに、労働者を侮辱されるような、この條項を入れなければならぬというところについてあなたのお考え、これがあるために、裁判官や検察官が暴力行為を、労働組合員に限って重く見るといふような態度は生ずることはないと言われるか、その点を明かにして頂きたい。

○國務大臣(鈴木正文君) ここに暴力行為と申しましたのは、これは原さんのように、實際の體驗を持つた人達の、而も過去におけるそういう時代の経緯を豊富に持つておられる方から見れば、その御心配、御配慮というのも、一應も二應も御尤もであるところ、えられる点もあるであります。ここに暴力行為と申しましたのは、暴力的行為がいけないというところは、もう社会通念上前からそうでありましたけれども、ここ暫くの間に、現実の問題といたしまして、一部行過ぎがあつたという面もございましたので、現在の段階におきましては、これを挿入して置くという必要があるという見解の下に挿入したのでございますけれども、今御指摘になりましたような意味に、至るところに今の暴力の意味を敷衍して行くといふような考え方は、今日行われる筈もありませんし、運用の面におきましては、十分注意をするつもりであります。

院におきまして、前田議員からも切実な氣持で御質問がありました。これに対して繰返すようでありましたことを、皮肉でも何でもなしに、原さんにもお答えしたいと思ひます。私自身といたしまして、日本の労働組合運動が、かかる言葉の組合の中に入らずに、くもいという段階に一時も早く来るようにというところを、原さんと共に、衷心から待ち望んでゐるということだけ申し上げて置きます。

○原虎一君 誠に一人で質問いたして恐縮であります。甚だこのやういふ御希望の点だけを聴かせ願つて、私は労働大臣がお考えのやうなやういふ一部には心配のこともあり、そういう人もなかつたとは否定いたしません。そういう問題には、本会議でも申し上げましたやうに、然らばこの條文にこれを掲げることにのみよつて達するといふお考え方は了解できない、殊に私は、日本の組合運動の戦後における動向といふものからいたしまして、労働大臣が今も言われたやうに、一日も早くこれがなくなることをために、ここに掲げる事態であるかどうか、これは見解の相違にもなりますけれども、即ち私は本会議におきまして、殊に總理並びに労働大臣の見解なり所信なりを伺いたいというところは、余計なことかも知れませんが、吉田總理並びに民自党内閣は労働大衆から、無條件に反動として労働者に理解なきものとして見られてゐる、それは私は、過去におきまゝとて、現われたいと思ふ。そういう場合に、ここにむすかしい日本の経済再建に対するいふやうな條件が、即ち九

原則を初めいふやうな條件が、提起されるのときに、少くとも政府が、民自党と雖も労働大衆の意思を十分に聞いて労働政策をやり、その点に十分に思ひをいたすという、口でなくして具体的な政策が現れることは、我々は日本のために切望してゐる。反対の失敗をのみ我々は希望してゐるのではない。そういう点から考へまして、如何にも労働大臣が、労働者に取つてやういふ侮辱的な條項を入れなければならぬやうなことを、過去におきまゝ一部の労働組合の内部の行動を取上げて、それを重要視して全体の動向を見失つて、そういうものを掲げなければならぬといふお考え、私はこのことを掲げることと掲げないことが、どれだけのプラス・マイナスの關係を持つて来るかというところは、それに対する現在の労働組合運動の動向に対する見解の相違と、労働者に対する一つの信頼を持たないで、労働階級は非常に危険なものであるからこれを法律によつて取締つて行くのだという傾向を現す、このことの現われることを私は非常に恐れる。そういう意味からお尋ねいたしております。

私はできるならばこういうものは是非とも削除すべきである。現に暴行は嚴重に他の法律によつて取締られておる。労働組合法に限りやういふものを掲げなければならぬといふ日本の労働運動の現状は、過去三年間には一部多少やういふものはあつたかも知れませんが、然らば資本家側にも何なかつたかといふことは大いにあるのであります。でありますからこれは私は取除くべきものだといふ精神を以てお尋ねしてゐるのです。併しながら見解の相違であるといふことになりますればそ

れまでですが、我々他は他の同僚諸君に強ひて修正をいたすより外にない。私はこれを以て私の質問を一應打ち切りまして、尙條文の中に入りまして労働大臣の見解なりを明らかに願ひなればならぬ場合におきましては、委員長を通じて要求いたしますから、必ず御出席を願へるやうに一應お取計りをお願いしたい。一應私の質問はこれを以て打ち切りたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 原さんの切切たる労働組合に対する信念と愛情とに對しましては私共にもよく分るのでございませう。ただこの字句につきましては、先程も申しましたやうな一部のを申しまするか、現実に照し合してそれを私たちが挿入したといふことをお答えせざるを得ないのは極めて遺憾であります。尙運用につきましては御意見のあるところの意を体しまして、十分の注意を拂ひながら運用して行きたいと存じます。

○中野重治君 原委員の質問の中にあつた問題で、この間の本会議で大臣の述べられたことと、今日答えられたことと關係する問題ですが、例の生産管理の問題、あれはさつき原委員と労働大臣との問答の結果、大分はつきりして來たやうに聞き取れるので、労働大臣の方で、この間本会議の席上で述べられた言葉は、誤りであつたこととはつきり述べられるのがよいのではないかと思ひます。

○中野重治君 違法な生産管理は不当である、或いは不当な生産管理は違法であるといふことがはつきりしたとすれば、生産管理が不当であるといふことは、今のままではならないのだといふことは認められたと考へていいのですか。

○國務大臣(鈴木正文君) 生産管理そのものの中には不当なものが多い傾向があるけれども、今ではなくして、そのとき特殊の場合、今原さんが御指摘になつたやうな場合もあり、必ずし

も形式的に全部だという解釈ではない、こゝろに意味があります。

○中野重治君　そうするとつまり生産管理は一般に不当であるという結論には政府も我々もまだ達していないのだと認めていいのですか。論理上の問題として答えて下さる結構です。

○政府委員(賀来才二郎君)　御質問は、生産管理というものは、一概に全部不当であるという結論には、両者とも達していないのではないかと御質問でございますか。

○中野重治君　質問の要旨を言います。不当な生産管理が不当である、或いは違法な生産管理が違法であるという限りにおいては問題がない。それは違法という限定がついたときにすでに違法なんだから、だからそういう点で我々が言っているのは逆に言えば生産管理は違法であるという結論へは我々は達していないのだ、この点で我々は一致しておる、こう認めてよろしいかということですか。

○政府委員(賀来才二郎君)　重ねてこちらから質問申上げて恐縮であります。我々がこういう議論の起りますところは、生産管理という概念自身がすでに不明確な点がございますために、とにかくお互いに間違いないで起すのであります。従いまして先程崎課長から申し上げたように、生産管理自身は直ちにそれが違法となるわけではないが、併し我々はいわゆる通常申すような生産管理、即ち使用者の器物を排除して、そうしてその使用者の器物を利用してやるという場合は、原則として不当になります。併し極めて特殊なときにはこれには正当性というものがあつたというのを申しした

のでございます。

○中野重治君　生産管理に関しては、そこまで問題が行けば生産管理とは何かということについては、共通の土台に立たなければならぬので、そうすれば問題が又紛糾すると思ひますから、それはその程度で止めて、次に今度の改正案では組合専従者の給料のことやなんかに、資本家の方が組合活動に対して財政的な、金銭の援助をすることはいけないという精神で貫かれていように見えます。それについて、そのことは原則的には尤もであるが、現実の問題としては尤も／＼合わんところが生じて来るというふうな意見も聞いておりますが私はそこが少し理解しにくい点を感じるのですが、専従者の給与とか、その他組合活動に対して金銭が会社から組合の方に拂われることが仮にあつたとしても、それはどうして財政的援助になるのですか。ということ

は、現在労働者が働いてそうして資本家から賃金を受取る。その場合にはこれは資本家が労働者を財政的に援助をしておるということにはならぬだらうと思ひます。改正案に財政的に援助を云々してある人々となつてゐるけれども、労働者が賃金を受取るのは、これは資本家が労働者を財政的に援助するのだというところは考えんだらうと思ひます。それで専従者の給与が会社から支拂われるとか何とかいうことは、日本に労働運動が始つて以来、組合が非常に苦しい闘ひをやつて来た。それを戦争になつて来てそれは次第に或いは急速に労働組合運動そのものが弾圧されて、そうして戦争が済んでさういふうちに労働組合の活動を抑えて来た連中が打倒されたその結果、組合が復活し

て組合運動が盛んになつて来て、そこで團體の力で経営者側と交渉して、交渉の結果組合側からいへば交渉に勝つた結果、資本家側の賃金引下げを止めるとか或いは引上げるとか、出すべきものを止せととかいうことになつて来たのであつて、これは資本家側と労働者側との闘ひの結果労働者側において闘ひ取られたものである、こう考えるほかにないと思ひます。ところが闘ひ取られた結果、資本家側が出すものがこれが財政的援助であるというものは、戦に敗れた者が出すものが、戦に勝つた者に対して援助をするのだという考へ方であつて、例えば日本がアメリカと戦争してさうして木葉微塵にやられてさうして賠償を取らるゝとか或いは工場が賠償撤去されるという場合に、これは日本政府がアメリカ政府に財政的援助をするのだというのと少しも変らない。私はこういう場合に資本家側が金を拂うからといって、それを資本家側が労働組合を財政的に援助をしておるというふうな考へ方を持つ者は敗北をすら勝利の立場において一方的に取扱おうとする者であつて、労働組合活動に対する許すべからざる嘲笑だといふふうには考へるのですが、やはりさういふものは企業者側が労働者に対して財政的に援助するものだと考へるべきものではないか。

○國務大臣(鈴木正文君)　先ず第一に労働者諸君と企業者、経営者諸君とがただ単に完全なる絶對に相容れない闘ひの相手、さうして二つきりない段級、こゝろに考へる方の上に皆さんは立つておられるかも知れませんが、私達はさういつた観点に立つておらない点が一つ。それと直接関係ないとして

も、さういふ闘つて勝つたという形で申されましたが、私達はこの問題については現在の社会機構、生産機構の中で平面的に考へまして、専従者の諸君一般の賃金が不当のものでなければ、一般に経済的補助でもない。こんなことは分り切つておりますが、その経営者の生産自体には何らの関與がなく、組合自体の仕事だけに専従する人達のその給與というものが会社側から支拂われないで、それが組合の一つの重要な活動力になつて行くという形は、私共の常識をいたしましてはこれは組合に対する経済的援助である、実質的組合への援助である、この結論がつけて置きます。中野さんの考へ方はさうでなくとも、それから先は見解が……、見解以上にもつと根本的に考へ方が違ひかも知れませんが、見解が違ひるのでございまして、さういふやうな形の際本来的の常道において本来の姿に返すのが、健全なる組合の育成という上から正しいのだという考へ方に立つてゐるのでございます。

○中野重治君　そうすると専従者の給与が労働大臣のように経済的援助であつて、経済的援助は本来の形に戻した場合はこれを打切る方がよいということから打切られてゐることになると、専従者の給与というものは組合が自分で捻り出さなければならぬ、捻り出すことが困難であるとする専従者は数が減る。こうなることは認められなければならない。

○國務大臣(鈴木正文君)　さういふ場合もあり得ると思ひます。

○中野重治君　そうすると組合活動が盛んになつて、さうして労資對等の立場においてことが円満に済むためには、専従者というやうなものがない方がいい、こゝろに考へられているわけではないだらうと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(鈴木正文君)　さういつた事務或いは活動に當る人がなくて團體が動くということも考へられないのでありまして、なくて構わないというやうな考へ方を持つてゐるわけでは勿論ありません。

○中野重治君　さうするとなくない管はない、これは言うまでもないことであるが、さういふことになると財政援助という言葉によつて、専従者の給与が資本家側から労働者側が受取ることでなくなつていいというわけではない。当然あるのが本當と思はれる。その専従者の量なり働きなりが組合側に取つて減ることはあつても減ることはないとすることは、政府側においても認めるということになりますか。

○國務大臣(鈴木正文君)　それは今後組合が専従者というものをどういふに運営して行くか、持つて行くかという組合の自主的な問題に入ると思ひますが、大体において現在よりは減るといふ傾向はあるのぢやないかと思ひます。

○中野重治君　さうすると大体において現在は減るだらう、併しそれを現在のままの敷に置こうなり或いはこれを殖やそうなり、さういふことは組合側の自由だと、その組合側の自由は政府は干渉しようと思はない、併しながら改正されれば減るだらう、こゝろに關係ですね。

○國務大臣(鈴木正文君)　さうです。

○中野重治君 そうすると次にやはり経済的援助のことについてお尋ねしたいのですが、そうすると労働組合法が政府の原案のように改正されれば、専従者のことに關していえばこれは減る。併し減つて困るので、これを現状のままに止めるなり殖すなりということとは労働組合の自由であつて、この自由に対して政府は干渉しようと思わないのだから、専従者の問題に關しては改正案の目的とするところは、専従者が減ることであるというふうになることを考えます。

○中野重治君 それでは、この財政的援助の問題を他の実例について考えて見ますと、現在これは資本家の中にもいい資本家と悪い資本家とあつて、一概に言うことはできないと私共考えますが、政府側が資本家に向つて支拂すべきものを支拂つてないことからして、非常に大きな問題が方々に起きておる。その起きてゐる問題が複雑なものがあつますが、例えばこの間通過した労働者災害補償法ですか、あれなんかを見ますと、資本家がこの掛金を掛けていない場合、その経営内の労働者が怪我をした場合はその怪我に対して政府は補償しないというふうになつております。それで資本家がこれはこの場合は悪い資本家ですね。悪い資本家が掛金を掛けていないために、労働者のものから生じた怪我の手当も、その経営の労働者はできないというふうになりまして、そういう場合この怪我をした労働者が受取るべき金額を受取つていないことによつて、政府から出すべき補償金が出ないことを、資本家が出してないことでバックするような關係になりますから、そういうような場合は悪い資本家は使つてゐる労働者に

よつて財政的援助を受けているといふことになりませんか。

○國務大臣(鈴木正文君) ちよつと待つて下さい。大分労働関係で條文に入つて参りましたから、ちよつと委員の者から説明させます。

○中野重治君 序でに言います。時間がかかつてもいいのですが、政府支拂が遅れてゐるからという原因によるかよらないかにかかわらず、労賃の遅欠配がありますね。現在……あの場合はこれは資本家側が労働者から財政的援助を受けているといふことになるかどうか。

それからもう一つは組合費なんかを資本家の方が使つてゐる場合がありまふ。或いは会社の會計が組合費を差引くように給料日にやりますから、そういうような場合はこれは非常に積極的な援助を、資本家側が受けてゐるということになりますか。つまりこういうことなです。政府が政府支拂を怠つてゐるための場合もあるし、又資本家が経営がまづいというところに原因がある場合もあるのではありませんか、とにかく労働者に渡すべき賃金を渡してない。これは労働者に対する賃金はもう眞先に拂わなければならぬという約束があるなしに拘わらず、つまり借金で労働者側が労働者側からの特に労働保険の場合なんかは、自分が出すべきものを出してゐなくて、自分のところの労働者が怪我をした場合に、政府からこの怪我した人間に向つて、金が来ないわけですから、そういうふうな場合は、資本家側は労働者側から財政的援助を受けてゐるということになります。労働者の金を食つたり使つたりした場合はですね。こう

いう場合に直ぐ悪い資本家は食つてしまふし、いい資本家は間に立つていて苦しむのですよ。

○政府委員(松崎芳君) 大休今私了解したところだけお答えいたしますが、使用者が労働者から援助を受けるというところは、この組合費上全然問題がないのであります。これは違法ではあつません。併し今御質問になつたような例のような場合は、或いは税法違反でありますとか、或いは横領とかいふような問題が起る場合は非常に多いといふふうな考へております。

○中野重治君 それはそうなりますね。税制違反とか何とかいふようなことになる處れが多いでしょう。併しなからその税制違反になるにしろならんにしろ、その場合実際の問題として法律上違反になるからならんか私は問いません。そういう場合は明らかに資本家側が労働者側から財政的援助を受けてゐるということになるまいか、容観的に……金を借りてゐるのだし、或いは借りてゐる上にそれを自分で使つてゐるわけですから……。私が何故こういふことをお尋ねするかといふと、組合専従者の活動といふものは、鈴木労働大臣の考へと私の考へとは根本的に違ふところがありますけれども、一致した關係でいつても、組合専従者といふものは組合活動の本質的な属性だ。或る程度改正されれば減るだらうけれども、減つたのをどうするかといふことは、これは組合の自主性に任して政府は干渉しない。これは一應、一應です。根本的には承服できないけれども、一應承服する。そういうふうにして労働者側に対する資本家側からの問題は、財政的援助といふことでコント

ロールして行こうという面がはつきり現れてゐる。これは日本の現状においては資本家側が労働者側から、私が今挙げた例のように實質的に財政的援助を受けてゐる場合が非常に多い。この面を放つたらかして置いて、さつきの面だけ取り上げるならば、これは労働者と資本家と同等の立場で扱おうとしてゐる本来の趣旨に背いていやしないわけですから、それでその点をお尋ねするのです。

○政府委員(松崎芳君) 使用者が労働者に賃金を拂ふことは、その場合は使用者は債務者として、労働者は債権者として、賃金を支拂わなければならないことは使用者側の債務不履行という問題が生ずると思ひます。だから賃金を支拂われないというか、支拂われない賃金をよそに廻して使つておるという問題は、労働者が使用者を援助したという概念には当てはまりにくいと思ひます。当てはまらないと思ひます。むしろ使用者側の債務不履行であるという概念で行くべきじゃないかと思ひます。

○中野重治君 それでそれは援助という概念で包括すべきことではなくて、債務不履行という概念で包括すべきだとして、こういうことであればそれは一應それでよろしい。併しこういうことにはなりましようね。それは概念上上と概念で取扱うべきものであつて、前の私が言つたような概念では取扱うべきものではないと思ふ場合にも、そのことが認められた場合にも、實質的に財政的に資本家側が援助されておるとちよつとも違ふ結果に陥つてゐるということは認められるわけでしょう。Aの概念で扱うべきか、Bの概念

で扱うべきかといふことによつて、現実に資本家側が財政面で労働者側から援助されておる、その容観性を左右できないでしよう。左右されますか。

○政府委員(松崎芳君) 使用者が組合専従者の賃金を支拂うといふことは、それはもう組合に対する援助という概念で、やり放しである、もうそれを回収するといふことはあり得ないわけでありまふ。ところが使用者が労働者に賃金を支拂われない、そうしてその金を外に廻してゐる。或る一時期を以て、そこでその横断面を考えますれば、今中野さんがおしやつたと同じことが出ると思ひますが、併し労働者は飽くまで使用者から賃金を支拂つて貰うといふ債権を持つてゐるのですから、この債務は永久に続く。でありますから或る一時期における断面を取つて見れば中野さんがおしやつたやうなことは考え得るのであります。併し性質は全然違ふといふふうな考へます。

○中野重治君 それではその点はまあその程度において分つたとしてましよう。併しこういうことは私は、政府側にもよく腹に置いて頂かなければならぬ。といふのは、その際あなたがおつしやつたやうに労働者側の債権……何ですか、その金を取る権利といふのは……。

○政府委員(松崎芳君) 債権です。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

○中野重治君 資本家が債務者ですか、この債権は永久に続くとおつしやつた、それは永久に続くわけでしょう。併し大事なことは、その際労働者が一日も早く債権者でなくなるのが大事なのわけですね、そうでしょう。永久に続くといふことは労働者がもう死んでしまふといふことなんですから……。

だから問題は、こういう場合、これは債務の問題であつて、そうしてその際それが拂われなければ、債権は労働者によつて永久に保持されるのだということだけでは片付かない。若しそれで片付けようとするば、労働者は全部死んでしまふといふことは事実ですね。このことはよく腹に置いて欲しいと思ひます。

その次にやはり財政的援助云々といふ問題ですが、これは話を少し別にし、大體労働組合と資本家側とがどういふことには、政府側も共産党側も意見の相違はなからうと思ひ、見解の相違はなからうと思ひ、そこで資本家側が労働組合を私を扱つてはならんと思ひ、この法案にある言葉を使へば、財政的援助ですね、財政的援助をどうしては悪い。財政的援助といふことは六・三制や何かの強制附とは違つて自発的なものでないから、自発的に幾ら援助したつて構わないじやないか。何のために財政的援助を取除こうとするか、財政的な援助を法的に禁止しようとするのか。一つは財政的援助をすることによつて組合の自立性が失われる。組合が毒される、御用組合化する、こういう意見があるかと思ひます。そういう意見は私聞いたように思ひますが、終戦後日本に組織されて来た六百万の労働組合のうち、専従者の給與を資本家側から受けたことによつて御用組合化した組合が幾つあるか、何十%あるか。私共の聞くところによれば専従者の給與も資本家側に出させて組合が活動して来た結果、資本家側が反撃に出る手段の一つとして、財政的援助の問題を

出したのではない。こういう形で資本家側は悲鳴を上げるか或いは反撃に出て来るかといふところまで押して来たところの組合活動においては、専従者の給與は資本家側から出て来ていた。それならば専従者の給與を資本家側が支拂うことによつて、組合が資本家側に懐柔されるとか独立性を失うとか、或いは御用組合化するとかいふようなことは、それ自身ナンセンスになりはしないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(賀来才二郎君) 資本家側から金を受けたから御用組合になつたといふ事例が幾らあるかといふ、結局はそういう御質問であります。

○中野重治君 そうです、事例が、つまりその問題を法的に変えねばならんほどそれほど多いかといふことです。

○政府委員(賀来才二郎君) これは私からお答えをいたします。具体的数字が何%といふようなことを申上げるには、これは私の方から申しますれば、組合にとりましてどのような記録はこれは申上げたくなかつたのであります。又もう一つは、申上げたくなかつたのみならず非常に不愉快な問題だと考へるのであります。第一その御用組合といふものは明確に出て来まして資格否認をされた組合の数といふことになりまして、これは現在専従者の賃金を受けておるといふような問題でなしに、今まで御用組合だといふ判定が出て来ています。又御用組合であるといふ事実を、幹部とそれから会社との取引の關係でさういふ判定を受けた御用組合の数、これはその組合の名譽などを考へずに何件あるかといふことを申上げることはできんと思ひます。

わけであります。ただ私はこの際に申上げたいと思ひますことは、今度の改正をいたしますに際しまして、使用者が専従者に金を拂わんことについて、使用者は全面賛成するだらうといふことを考へましたところが、案外さうでないものであります。で、これは結局会社と組合幹部との縁が切れる、従つて好んで猫を虎にするようなものである、これは最も危険なところがあるのだといふことを使用者側が言つたことを直接耳にもし、その使用者の團體からも聞いたことがあるのであります。

尙今度の改正に當つてのみならず、組合法施行後、殊に中野委員も御承知の通りに私自身はたびたび労働争議の間に二つに両者のいさゝか話を難談的に、或いは正式にも承つたのであります。その難談の際でも、私の感じから申しますと、全国的に大きな組合でありまして、さうして直接使用者が自分から拂つておるわけじやない、例へば全國的な連合團體になりますと、そこに出て来たりする使用者が直接拂つておるといふわけではないのであります。又、やはり何となく使用者側は自分の会社の金を現に拂つておる者が、さういふ状態にあるといふことにやや安心をしてゐるということがあります。況んや個々の小さい單位の現場の組合になりますと、更にその感が非常に強いようでありまして、却つて私共から言ひますと、今度の専従者の給與の打切りについて最も危険しておるものは使用者側でないかといふことを感じておるのであります。かような場合からいひましたも、組合は決してさうな氣持じやない。恐らく今まで使用者側から自分は賃金を貰つて

いるから御用化したといふふうな氣持はないと思ひます。これは中野委員も大體御指摘のようであります。が、或いはさうであらうと思ひますが、我々から言ひますと、使用者側の意図にさういふことがあるといふことにつきましては、これは使用者側に対して禁止すべきである。従ひまして今度の法案におきましては、第二條はこれらの費用を貰う組合は組合としての資格がないといふことを定めたのみならず、第七條におきまして使用者側がそれを拂つたらすでにそれは不当労働行為に當るといふふうなことを書いておるという趣旨の一つも、やはりそこにあるべきであります。

○中野重治君 今の使用者側の話をいろいろ聞いてみると、どういふ場合に猫を虎にするといふのですか。

○政府委員(賀来才二郎君) これは使用者側の言葉を借りて申上げたのであります。決して私がさういふことを予め使つたのぢやないといふことを予め御了解願つて頂きたいのであります。が、極端な例を言ひますと、使用者側は今幹部に金を拂つてゐる、やはり拂つてゐるうちにそれはいろいろ關係があるものでありますから、段々それが係長なり課長になるという見込の男である、こういうふうなことになると思います。何となくその間に情もできております。折角金を拂つて猫みたいにしてゐるのを、それをすつと断ち切つてしまつて組合独自の立場でその人の生活費を組合員が今日最低生活の保障に足る賃金を貰つていないといふときに、組合員を増額してまで出して行こうと

いうことになりますと、折角おとなしくしてゐる組合が、實際は虎になりはしないか、こういう危惧を持つてゐる、いわゆる野に放すようなことになりはしないか、こういうことを申上げたのであります。

○中野重治君 そうすると公聴会で聞か使用者側の意見と、今あなたから紹介された或る種の使用者側の意見とは喰違つたように感じするのですが、公聴会で使用者側の意見を聴きますと、援助を打切つてさうして専従者の給與は拂われないようにする方がよい、たとえその事の結果専従者の数が少くなるにしても、つまり使用者側にもやはり今まで通りに使用者の方から専従者の給與を拂う方がよい、それが猫を虎として置くゆゑなんだといふ考の人もあるし、それから猫を虎にしようがしまいが、とにかく専従者を減らして、その点だけでいへば、少くとも組合が不利になるように持つて行く方がいいといふ考の人と、まあ大難にわければその点に關しては二通りあるといふことになりませんか。

○政府委員(賀来才二郎君) まあ事務的にお答えしますれば二通りあるといふことをお答えするのがよいと思ひますが、たゞこの際に御了解願ひたいと思ひますのは、まさか使用者が公聴会におきまして、組合がおとなしいのを無理にラディカルにするのであるから我々が支拂うのがよろしいといふような意見は申すまいと思ひます。私も公式の席で聞いたわけではあります。ただ重ねて申上げて恐縮であります。が、今千人くらいの工場で、これは中野さん御専門で御調査したと思ひます

が、大体専従者というのは普通は七、八人というところなんでありまして、これが全国組合になりますと場合によりまして、三百人に一名、例えば平面的に非常に広い通信省のあの施設でありますとか、電燈の施設でありますとか、これは集約的に工場におけるわけではないのであります。面といひますか細かく田舎にまで、郵便局とか駐在所とかいろいろに廣くおきますような組合では、三百人に一名、或いは五十名に一名というふうな割合になつておるものもあります。我々が大体問題にしますのは、これはさうの全国組合におきましては恐らく専従者の数は減さなくとも相当負担能力があると思うのであります。その結果が組合の運動に響くのかどうかというふうに心配をいたしましたのは、千人程度の或いはそれ以下の小さい組合、而も独立した單位組合、この際に大体我々が見ておりますのは七、八人という程度であります。そうしますとそれらに対しまして千人くらいは工場で支拂います賃金総額というものは、今少いところでもやはり六、七百万円、専従者に対してはさういふ費用を計算いたしましたとしても一人一万円くらいという計算ができますと思ひます。そうしますと使用者が負担しております金額といふものは六、七百万円で、左程問題にする金額ではないのであります。そこで使用者側にして、これらの負担を少くしてどうしようというふうなことは考えないと思ひます。ただ電燈の場合におきましては政府からも條件を附けられたような恰好もありましたが、事実年額一億何千万円ということも言ひまして、政府から貰う金が十何億、或いは

八億ということを書いた関係上、非常にあれが会社の経理にも影響を與えるというふうなことになるのでありますけれども、實際問題としてはさういふ事情のようでありまして、従いまして使用者として左程負担になるからこれを切れといふふうなことよりも、現行法の趣旨からしまして、公費の場合におきましてはさういふ答えをやつたのだらうと思ひます。併し内々を申しますか、只今申しましたような数字から申しまして、若しこの専従者に金を拂つておる、賃金を拂つておる組合がおとなしくしてくるならば安いものだ。こういう感じは、これはパーセンテージを上げることには参りませんが、大体あり得るものと考えておきます。

○中野重治君 それだから専従者の賃金を拂つたからといつて、組合が御用化する虞はないということになるのぢやないですか。

○政府委員(賀來才二郎君) 私先程申上げましたように現在の組合は、これは衆議院においても申上げましたように、逐次しつかりして参つております。又電燈におきましてこの六月一杯で、専従者の給與を受けるというところはこれは止めようといつております。組合の指導者、今組合の諸君に聞きますと、この専従者の費用を使用者から受けるということはいふことではない、間違つたことであるといふふうに、漸次もうこれは組合員の常識のようになっております。ただ時期的に総同盟の組合切では、今直ちに打切ることは影響があるから経過規定をおいたらどうかという御意見がある程度であります。一部にはこれは使用者から獲

得したものであるから当然だといふところもあり、それはその方々も眞實はそれはいふことじやないといふことは御存じでありながら、さういふふうな反対論をされておると、我々は見ておるのであります。

従ひまして、このこと自体で直ちに組合員自身が御用化された猫になるといふことを申上げたのではないのであります。が、使用者側はその意図が多分にあると認めなければなりません。このやうな状態におきましては、これはやはり組合としては御用組合になる。又事實、形から見ましては自主性があり、意識的には自主性があると申しましても端的に自主性がありやといふことになりまして、我々としてはこれは自主性がないものとみなざるを得ないのであります。特に我々といひましたのは、國際的な労働運動に逐次進出しやうとしたしております日本の労働組合といひまして、これは特別の事情ありと申しながら、もうすでに三年も経ちましたならば、やはり世界的に例がない、かような状態では我々としては遺憾である。特に世界的常識からいひましてさういふものはこれは御用化されて自主性がないものである、かやうに言われて來ております沿革から見ましても、遺憾だと思ひるのであります。

これは御承知と思ひますが、先般参りましたアメリカのギブソン長官が歸りまして、アメリカで日本の労働組合運動の結果記者團と会見して話しておりますうちに、日本の労働組合運動で非常に不思議なことがあつた。一つは使用者が、生産計画に対して自信を以てやつていない。例えて申しますと三万人おる工場にギブソン長官が参りまして、「君のところは今度五割程度生産を上げるということになった場合は人員は何名増員したらよろしいか」と聞きまして、実は三千人よろしいといふことを言つておる。今度はやはり三万人程度の工場に行つて「今度君のところは生産を半分にするのには人員をいくら減らしたらいふか」と聞きまして、その使用者はつきりした返事ができないのみならず、到底今の労働組合運動の事情では整理なんといふものは思ひもよらんといふ意味のことを言つておる。更にもう一つは、労働組合の問題であるが、労働組合の幹部は使用者側から賃金を貰つておる。こういうことを言つておる。ところがそれに対して新聞記者は「それは労働組合のいわゆる委員長までが、使用者から金を貰つておるのか」と問うたのに対して、ギブソン次官補は「さうである」といふことを答えた。非常に皆が笑つたのであります。さやうな意味におきまして、我々としては梨下の冠と申しますか、恐らく組合は、これは中野委員の仰せのように貰つたからといつて自主性を失うといふことではないと思ひますが、かやうな情勢下におきまして、特に使用者が、さういふ氣勢を多分に持つておる際に、おきましては、やはり自主性を失う虞れがある、かやうに考える次第であります。

○中野重治君 お話は分りました。それでその件についてお聞きしたいのですが、ギブソンさんが、アメリカでさういふ報告をしたところ、聞いていた人が笑つたといふ話ですが、その際日本の資本家が、労働者に自分達が永久的債務者になるような形において労賃を拂つていないといふこと、或いは労賃を食つておる、その一つの大きな原因は日本の政府自身が支拂をしていないからだといふことについて報道があつて笑われなかつたのですか。なぜさういふことをお聞きするかといふと、今お答えによれば政府は労働組合の姿に關しては理想的の姿を描いてこれを要求する。我々は労働組合の無限の発達に対して理想的の姿を描いて、これを一歩々々近付けて行こう。こういう考え方にはあなたとちつとも違ひはない。又労働組合に対してだけアイデアに近づけようとし、それから政府及び資本家の、支拂わべき賃金を食つておるとか、或いは民間に対して支拂をしていないとか、こういうことに関しましては何ら触れないといふことになれば、これは労働組合の理想に照して、理想へともつと近づけようとする、要求される値打のあるものであるならば、日本の政府及び日本の悪い資本家は、もう道徳的非難を向け得ないやうな、そんな根本的に腐れたものであるといふことをさういふから認めるということになると思ひますが、さういふ面についてお尋ねするわけですか。

○政府委員(松崎芳君) 私ギブソン次官補の話を申上げましたのは、例として申上げたのであります。私が見ました向うの通信は、特に労働関係に興味を持ちましたので、その面だけを見ておりました。果してさういふ事實を會見で報告して、その賃金の不拂等で笑つたかどうかは知りませんが、ただ先程申しました使用者側が経営につきまして、現在の日本の使用者側がで、経営につきまして確固たる見通し

といひますか、信念というものを持つていないというような話をいたしておるのでございます。それに対して笑つたかどうかは、……恐らく笑つたろうと思ひます。ただこの際に我々労働省の考え方として申上げたと思ひますのは、労働者側のみ理想型を言つて、そして使用者側に対しては何ら言わないうといふうな態度は、これは労働省として許さるべきものじやないと思ひますのであります。当然労働関係の法規におきまして、さうな事実がありましますならば、これには断固法規の厳正な施行をすべきでありましようし、更に政府全体の支拂が遅れますために、賃金の遅配があるといふうなことでありますならば、今日までの労働問題の解決というものは、單に労働省のみの解決では問題にならないのでありまして、政府全体といたしまして、総合政策の一環としてこれをやる以外に適正なる解決はできないと思ひられますので、これは労働省といたしまして、さうな支拂遅延の労働問題に及ぼす影響ということに關連いたしまして、必ず適正に解決するように努力する責任があると思ひます。ただ我々事務局としてこの際申上げておきたいと思ひますことは、この改正案が仮に通るといたしまして、例えば原委員から先程御指摘がありました、我々は労働者が徒らに誤解からして罰を受けることのないようにといふうな意味で、一條二項但し書をおいたのでありますけれども、それが使用者側から逆用されるといふうなことがあつたり、或いはこれが官憲の彈圧を起す誤解の因になつたりするといふことについては、これは我々としては見逃す

わけにも参らるのであります。労働組合側に対しまして、是非とも自主性、民主性或いは責任性を明確にして、この経済の興隆に資してもらいたいといふことを念願いたしますと共に、使用者側に対しまして、労働組合法の運用について徒らに労働組合を嫌う、或いは法文の解釈の末にこだわつていろいろな策を弄するといふうなことがあつてはならないと思ひますのであります。特に我々として使用者側の教育と申しますか、或いは指導と申しますか、或いはその視野について努力をしなければならぬ。かようなことを考へておる次第であります。

出席者は左の通り
委員長 山田 節男君
理事 一松 政二君
平野 善治郎君
委員 村尾 重雄君
原 虎一君
岡田 喜久治君
門屋 盛一君
竹下 豊次君
波多 野林一君
田村 文吉君
中野 重治君
國務大臣 鈴木 正文君
労働大臣 宿谷 榮一君
政府委員 労働政務次官 賀來才二郎君
労働事務官 (労政局長) 松崎 芳君
労働事務局 (労政局労働法規課長)

○委員長(山田節男君) ではまだ深山……もうすでに五時十五分ですが、明日質問を続行したいと思ひますが、問題が多ければ明日にして貰ひて……それではお諮りいたしますが、すでに五時十五分になつておりますし、速記者も本朝來非常に疲労しておるようでありましますので、本日はこれで散会いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。明日日本会議がなければ十時からやりたいと思ひますが……。

○原虎一君 本会議はありません。

○委員長(山田節男君) では十時からやることにいたしました。やはり總理大臣の出席を是非求めておきます。では本日の委員会はこれをもつて閉会いたします。

午後五時十六分散会

昭和二十四年六月八日印刷

昭和二十四年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局